

津島市から 民間木造住宅除却費補助のご案内

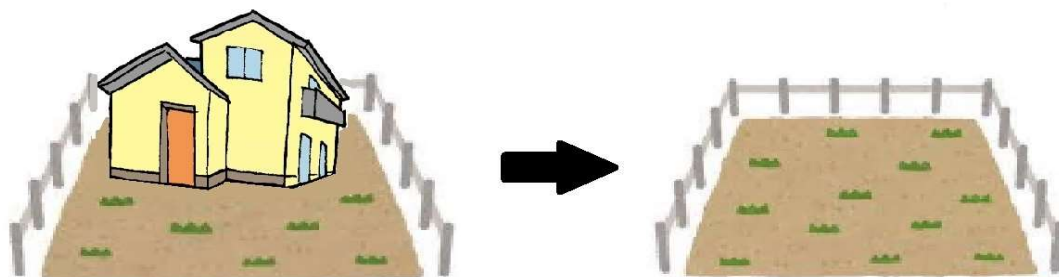
市民の安全を守るため、昭和56年5月31日以前に建築された住宅のうち、耐震性が不足する住宅を取り壊される方へ補助金を交付しています。

令和6年度の補助限度額は、20万円です。

詳しくは**都市計画課**までお問い合わせください。

民間木造住宅除却費補助

- ◎ 受付期間 令和6年11月30日まで
- ◎ 募集戸数 6戸程度予定（先着順）
- ◎ 補助対象 津島市が実施する無料耐震診断を受けられた方のうち、判定値が0.7未満の住宅をすべて取り壊す工事
- ◎ 補助限度額 **20万円／戸**
- ◎ 申請手続 当制度の活用を検討されている方におかれましては、取り壊しに着手される前に、下記お問い合わせ先までご一報ください。補助の対象となるかを確認したうえで、交付申請書をお渡しいたします。



お問い合わせ先

〒 496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市 建設産業部 都市計画課 都市計画グループ

電話0567-55-9627

ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.tsushima.lg.jp>

津島市>暮らし>住まい・建築>耐震診断・耐震改修>民間木造住宅除却費補助